

公益社団法人

# 館山法人会報

▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

## 法人会の基本的指針

法人会は  
よき経営者をめざすものの団体として  
会員の積極的な自己啓発を支援し  
納税意識の向上と  
企業経営および社会の  
健全な発展に貢献します。



### 日本で唯一、料理の祖神を祀る 高家神社（たかべ神社）の包丁式

祭りの当日は、陶器市や古代米の大福や切り餅をはじめ  
地元の農産加工品、特産品の販売も行われ賑わいました。



四條流石井派 新穀感謝祭で



地元「たかべ包丁会」梅見会で

#### 祭 礼

5月17日 春の例大祭・包丁式奉納(大漁祈願祭)  
10月17日 秋の例大祭・包丁式奉納(旧神嘗祭)  
11月23日 新穀感謝祭・包丁式奉納(旧新嘗祭)  
毎月17日 月次祭・包丁供養祭

## 主 要 内 容

- 消費税転嫁対策特別措置法が成立 ●第41回通常総会・表彰式
- 税務署からのお知らせ・復興特別法人税制度 ●館山税務懇話会特別例会
- 館山税務署の人事異動 署長あいさつ・新幹部紹介
- 人を理解できなければ、人から理解されない
- 平成26年度税制改正要望 ●理事会・委員会・部会の動き
- 今後の事業実施予定 ●印紙税の非課税範囲が拡大されました
- 言葉ひとつで人生が変わる
- 研究進む夢の車社会・高速道路で自動運転も
- 健康コーナー「大人の食物アレルギーについて」 ●文芸

VOL.106

2013.8.25  
平成25年

 (公社)館山法人会員証

←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシール  
を切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して  
下さい。

# 消費税転嫁対策特別措置法が成立しました

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されます(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)。政府としては、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っていきます。

## I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否をされる側(売手)
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金3億円以下の事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったとき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

## II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

IIに関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

### Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

#### 【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円 (税抜)      〇〇円 (税抜価格)      〇〇円 (本体価格)      〇〇円+税

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

### Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です。)

#### (1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

#### (2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

2013.6.20

# めざまします 企業の繁栄と社会への貢献

平成25年度

## 第四十一回通常総会

—全議案承認可決—

公益社団法人への移行を報告

役員改選

任期満了に伴う役員改選

平田会長・副会長ら再任

記念講演

記念講演は社会貢献事業として

一般住民も聴講

演題は

「どうなる！ 今後の日本の

政治と経済 そして国際情勢」

講師は (有)実践総合研究所代表取締役

小倉 徳彦氏



総会 平田会長あいさつ

館山法人会の第四十一回通常総会とそれに先立ち記念講演会が五月二十三日、椎谷晃

謙一館山市長や原泉館山県税事務所長、管内市町幹部、関係友好団体代表など多くの来賓を迎え、館山市のレストラ

ン芳薔で開かれました。講演会は、社会貢献事業として企画され、事前に地元紙などを通じ一般住民に聴講をPR、会員以外の多くの方に

来ていただきました。講師は(有)実践総合研究所代表取締役の小倉徳彦氏。法務省出身で(株)民間コンサルタントを経て独立。ジャンルは経営と政治経済、鋭い

分析と情報量には定評があり、全日本トラック協会の講師を務め、全国講演ももっている。演題は「どうなる！ 今後の日本の政治と経済 そして国際情勢」政治経済や国際情勢の裏話やアベノミクスによ

る景気の動向や地方経済の行方、そして原発事故の今後の処理など迫力ある切り口で解説。好評でした。

続いて開かれた総会では、平田会長が「初めに、昨年五月の総会における「公益法人への移行決議」のもとに、平成二十四年八月に認定申請を行い、平成二十五年三月二十二日をもって公益社団法人として認定を受け、直ちに必要な手続きを経て四月一日に「公益社団法人館山法人会」として登記を行ったことを報告。

今後共、関係する税務当局や各団体と連携を深めながら、公益目的事業を推進してゆく」と決意を表明。そして経営環境に触れ「厳しい状況が続いているが、新政権が唱える適切な経済成長戦略のもと、早急に景気回復策の着実な実行を求めるとともに、私共経営者としても自助努力をし、この局面を打開してゆこう」と挨拶。

議事に入り、二十四年度事業報告・収支決算を原案どおり承認した後、二十五年度事業計画・収支予算案を報告、続いて任期満了に伴う役員選任の議題に移り、役員選任基



熱弁 小倉先生

準等に基づき理事の選任を行い提案された「理事・監事候補案」どおり承認されました。なお、今年度から会長・副会長等の選任は、定款で理事会による選定事項とされ、理事会において平田会長及び副会長全員が留任となりました。

引き続き表彰式に移り、退任役員や会員増強協力者に感謝状が、会員増強優秀者や会員企業の優良経理担当職員に表彰状が贈られました。

次に来賓の椎谷館山税務署長、金丸館山市長、原館山県税事務所長からご祝辞をいただき第二部総会を終了、最後に、お互いの理解を深めあう第三部懇親会で全日程を終了しました。

平成 25 ～ 26 年度 **(公社)館山法人会役員名簿** (平成 25 年 8 月 25 日)

敬称略

役職名	氏名	法人名	住所	役職名	氏名	法人名	住所
名誉会長	本間 明	館山信用金庫	館山市	常任理事	吉田 政紀	東生産業株	館山市
会長	平田 哲平	東海建設株	鋸南町	"	根本 幹夫	(有)ホンダ長狭	鴨川市
副会長	佐藤 興二	株さとう	館山市	"	石井 仁	幸洋電設株	南房総市
"	本間 亨	房州物流株	館山市	"	平田 英雄	東海 R.estate 株	鋸南町
"	鈴木 義康	株鈴木工務店	鋸南町	"	石渡 和男	協豊自動車工業株	館山市
"	刈込 浩一	花房製菓株	鴨川市	"	齋藤 惠三	株小湊鐵工所	鴨川市
"	平野 好正	株米屋	南房総市	"	飯田 彰一	(有)白浜飯田屋	南房総市
常任理事	秋山 準治	(有)秋山呉服店	館山市	"	手塚 節	(有)手塚工務店	鋸南町
"	宮沢 治海	(有)宮沢書店	館山市	"	田原 智之	鴨川市漁業協同組合	鴨川市
"	柴田 絹代	株柴野工務店	南房総市	"	濱島 修	株浜島製作所	館山市
"	石田 安一	(有)石田理容室	鋸南町	"	谷 昭一	株谷工務店	鴨川市
"	綱嶋 茂信	(有)綱嶋タイル興業所	鴨川市	"	本橋 亮一	(有)もとはし	館山市
"	辻 貞夫	(有)住吉屋商店	南房総市	"	角田眞一郎	(医)博正会	館山市
"	友野 修	(有)友野モータース	館山市	"	村井 智博	(有)村井	鋸南町
"	末吉 一夫	株亀屋本店	鴨川市	"	中西 京子	資中西ペンキ店	館山市
"	河名 洋一	株サンレックス	鴨川市	"	早川 光樹	(有)早かわ洋蘭	南房総市
"	三滝 睦	(有)三滝コンクリート工業	館山市	"	小川 玉江	株鴨川ユニバースホテル	鴨川市
"	川名 光俊	株清水屋商店	館山市	"	日暮 靖	(有)ヒグラシ	館山市
"	早川 金光	株早川	南房総市	"	河野 義輔	鏡浦自動車株	館山市
"	清宮 和子	(有)銀鱗荘ことぶき	南房総市	監事	服部 克巳	(有)栖原屋商店	鴨川市
"	島田 誠一	株サン建築総合事務所	鴨川市	"	小滝 周一	(有)小滝洋品店	館山市
"	吉本 晃	(有)川崎洋品店	南房総市	"	池田 亮惇	宗安養寺	館山市

国税電子申告・納税システム

# e-Tax



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

**納税にはダイレクト納付が便利です!**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出等の提出が必要です。  
 ※届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の  
提出省略

還付金が  
スピーディ

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索



法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

# 表彰式

退任役員・会員増強・優良職員  
八名に感謝状・表彰状

第41回通常総会の終了後表彰式が行われ、

長い間、本会の役員として、納税道義の高揚

や納税推進に努めるとともに地域社会への貢

献活動を行い、本会の発展にご尽力をいた

いた退任役員に感謝状と記念品が贈呈されま

した。ありがとうございます。

会員増強でご協力をいただいた皆さん、本

当にありがとうございます。

永年勤続優良職員で受賞された皆さん、真

におめでとうございませう。

(2) 永年勤続優良経理担当職員

大山 直美

(株)鈴木モーターズ商会(館山市)

## 感謝状・表彰状の贈呈(順不同・敬称略)

一、社団法人館山法人会会長感謝状

(1) 退任役員

加瀬 俊一(常任理事)

(2) 会員増強協力者

千葉銀行館山支店(支店長 松山明彦)

小倉 信雄(大同生命保険株式会社)

二、社団法人館山法人会会長表彰

(1) 会員増強優秀者

(ア) 支部・部会

女性部会(部会長 清宮和子)

(イ) 役員・個人

柴田 絹代(常任理事)

清宮 和子(常任理事)

谷 昭一(常任理事)



社団法人館山法人会第41回通常総会表彰記念

おめでとうございませう

千葉県法人会連合会の平成25年度総会及び役員大会が五月二十八日三井ガーデンホテル千葉で開催され、席上、全法連会長表彰の伝達及び県法連会長表彰が行われ、次の三氏が受賞されました。

## 全法連会長表彰



石田 安一  
常任理事  
(有)石田理容室  
代表取締役社長

## 県法連会長表彰



鈴木 義康  
副会長  
(株)鈴木工務店  
取締役会長



早川 金光  
常任理事  
(株)早川  
代表取締役社長

ビデオ貸します

「お問い合わせは電話・FAXで」

わかりやすくドラマ仕立てで解説

新事業承継税制

ドラマで見る内容と手続き(DVD 24分)

## 館山税務署からのお知らせ



復興特別法人税制度の創設に伴い、原則として平成24年4月1日から3年以内に開始する事業年度について、課税標準法人税額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要があります。

◎ 平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において復興特別法人税制度が創設されました。

これに伴い、法人は原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（課税事業年度）について、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書を提出しなければなりません。

### 《課税事業年度のイメージ図》



※平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に設立した法人や、同期間に事業年度を変更した法人等につきましては、特例があります。

各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、基準法人税額は、次の算式により計算した金額となります。

### 《算式》

$$\text{基準法人税額} = \text{別表一(一)「2」欄} - \text{別表一(一)「3」欄} + \text{別表一(一)「5」欄}$$

なお、上記の課税事業年度であっても、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

また、復興特別所得税の額は、復興特別法人税の額から控除することとされていますが、控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出することにより、還付を受けることができます。

復興特別法人税のあらましにつきましては、国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) に掲載されています。ぜひご覧ください。

(掲載場所)「国税庁ホームページ」→「税について調べる」→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「復興特別法人税のあらまし」

# 椎谷署長ら主要幹部留任

納税推進へ協力体制  
館山税務懇話会歓迎行事開催



親を深めながら納税推進への決意を新たにしました。

主催者を代表して平田会長が、「懇話会設立の目的である納税思想の高揚を図るため、本年度も税を考える週間行事の中で納税表彰式の実施や税啓発など積極的な事業展開をしてみたい。また、引き続き厳しい経済環境だが、一昨日の参議院議員選挙で圧勝した与党陣営には、公約どおり国の安全保障とともに、中小企業や地方に広く及ぶ景

7月の定期人事異動に伴う館山税務署の幹部職員を迎えるの歓迎行事、館山税務懇話会（平田哲平会長）特別例会が、7月23日館山市内のレス・トン芳齋で開かれました。当日は、顧問の金丸館山市長、白石鋸南町長をはじめ、県・市幹部、懇話会役員ら関係者約100名が出席し、懇

気回復を期待する。私共も自ら研さんに努めるとともに、それぞれの団体において、国へ意見具申や要望しながらこの難局を乗り切ってまいりたい。税務署

館山税務懇話会 =納税協力10団体=	
公益社団法人館山法人会	平田 哲平
社団法人館山青色申告会	高木 一康
千葉県税理士会館山支部	外谷 勝規
館山間税会	宮沢 治海
館山税務署管内納税貯蓄 組合連合会	鈴木 亮二
千葉県酒造組合安房支部	亀田 雄司
館山商工会議所	高橋 弘之
安房郡市商工会長協議会	川名 浩司
館山小売酒販組合	今井 義明
千葉県卸酒販組合安房支部	川名 光俊

幹部の皆さんには地域の実情を理解のうえ、ご指導願いたい」と挨拶。

続いて椎谷新署長が、公平な課税に心がけるとともに、税務行政のよき理解者として懇話会の皆さんのご協力をお願いしたい」とあいさつ。次いで新陣容の税務署幹部の紹介があり、金丸館山市長の乾杯の音頭で懇親会へと移りました。

## 新体制で適正・公平な税務行政を推進

館山税務署で七月十日付の人事異動がありました。署長、総務課長、管理運営統括官、法人1統括官、個人1統括官ら主要幹部が留任するというまれなケースの新体制となりました。管内の状況を十分把握しているということで、地域の実情に合ったご指導を期待したいと思います。なお、法人担当の指導官としてお世話になった津島星太調査官は芝署指導官として栄転いたしました。

### 署長あいさつ



館山税務署署長  
椎谷 晃

残暑の候、公益社団法人館山法人会の会員の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より税務行政に對しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る7月10日に定期人事異動があり、私は希望どおり、引き続き館山税務署長を務めさせていただきますこととなりました。この安房地域は、歴史と文化に彩られ、また、海と山の自然に恵まれ、そして、何より人情味溢れる土地柄で

ございます。この安房地域において引き続き勤務できますことは、心より有難く、かつ、大変光栄なことと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、館山法人会は、本年4月、新公益法人制度における公益社団法人への移行をされました。これは、ひとえに平田会長をはじめ、役員、会員の皆様方の長年にわたる法人会活動への熱心な取組みが、実を結ばれたものと思っております。とりわけ、館山法人会が、本会のみならず、女性部会、青年部会、源泉研究部会、医療法人部会の各部会や支部ゼミ懇談会において活発な事業活動を展開し、また、会員各企業が企業経営に関する様々な啓発活動や社会貢献活動を一丸となって推進されてお

ますことを高く評価された結果であると考えております。

全国有数の会員加入率を誇り、優れた組織力を礎として活発な活動を行っておられる館山法人会が公益社団法人として、これまで以上に活躍いただけるということは、私も税務行政に携わるものとしては、誠に有難く、大変心強く思っているところであります。今後とも、その組織力を大いに発揮していただき、更に充実した幅広い活動を展開されますことを心より期待申し上げます。

会は、少子高齢化、グローバル化、ICT化等の急速な進展により、大きく変化しております。このような厳しい状況下においても、私ども税務行政に携わるものとして、皆様からの信頼に応えるため、「適正・公平な税務行政の推進」と「納税環境の整備」に努めてまいり所存です。特に、納税者の皆様の利便性の向上と事務の効率化のため、e-Taxの利用拡大は、最重要課題の一つとして取り組んでおります。皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、館山法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

### 離任のあいさつ



前館山税務署  
審理担当  
調査官  
津島 星太

公益社団法人館山法人会の皆さまには、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度の人事異動により芝税務署へ転任し、過日着任いたしました。館山税務署在勤中は、皆さまに大変お世話になりました。誠にありがとうございました。

去年の7月に法人会担当を任命され、人としても税務職員としても、まだまだひよつこの私は、重いプレッシャーに押しつぶされそうになっていました。そんな中、法人会の皆さまがとても温かく接してくださり、本当に救われた気持ちになりました。これを覚えております。おかげさまで、楽しい1年間

を過ごすことができました。この1年間、私なりに法人会の皆さまのお役に立てるよう頑張ってきたつもりですが、未熟な私に頼りなさを感ずることも多々あったと思います。ただ、この1年間の経験を次に活かすと同時に、この土地と人の良さを伝えていくことが、せめてもの思返しと心に決め、頑張っていこうと思います。

最後に、何も知らない私にやきもきしながらも、日頃温かく接していただいた事務局の皆さまには、言葉にできないくらいのお世話になりました。本当にありがとうございました。

## 館山署 新体制 プロフィール

- ①前任部署
- ②出身地
- ③趣味



署長  
椎谷 晃

- ①留任
- ②東京都
- ③運動全般



管理運営第1部門  
統括官  
堀内 学

- ①留任
- ②長野県
- ③自宅の整理整頓



総務課長  
上之門伸樹

- ①留任
- ②鹿児島県
- ③チャレンジすること



徴収部門  
統括官  
露木 正人

- ①局徴収部 徴収課
- ②福岡県
- ③軽い運動



管理運営第2部門  
統括官  
鈴木 陽子

- ①館山管運2上席
- ②千葉県
- ③水泳



個人課税第2部門  
統括官  
渡部 悦郎

- ①四谷個人2上席
- ②東京都
- ③テニス



個人課税第1部門  
統括官  
田代 斉

- ①留任
- ②東京都
- ③ウォーキング



法人課税第1部門  
統括官  
岡田 浩

- ①留任
- ②埼玉県
- ③ドライブ・サイクリング



資産課税部門  
統括官  
太田 明

- ①板橋資産3統括官
- ②北海道
- ③音楽・散歩



法人課税第1部門  
調査官(審理担当)  
八木 俊輔

- ①留任
- ②千葉県
- ③マラソン・ドライブ



法人課税第2部門  
統括官  
手島 俊雄

- ①緑法人3上席
- ②神奈川県
- ③サイクリング・テニス

# 人を理解できなければ、人から理解されない

ジャーナリスト 海部 隆太郎

必要だ。まずは、自分の姿勢から改めるべき。

ある経済学者を取材した。テーマはアベノミクスだったのだが、いつもの悪い癖で質問が脱線し、理解できない人たちという話で盛り上がってしまった。当該人物は大学教授であり、学生時代は数学専攻。このほか数字に強い。「数学を理解できない人が、どうして世の中を理解できるのか、雰囲気だけで理解したつもりでいる」と、コメンテーターでテレビに登場する文系出身の経済学者をトコトン批判する。

その具体的な内容は割愛するが、すべては数学的な発想が必要と主張する。それを感情的に力説する姿は、数学的ではなかったような気もするが、冷静に数学で世の中が割り切れれば、戦争のような愚かな行為は無くなるのではとも思ったが、人は感情で動く生き物だ。

ここで言いたいのは、仕事ができる人は自分の行動に自信があり、仕事への哲学をもっている。メンタルヘルスの言えばストレス耐性の強い人だ。ただ、これが時として裏目

に出ることがある。そこにあるのは自分を絶対視する姿であり、自分と異なる考え方に耳を貸そうとしない、ということだ。

## 消極的な

### 「さとり世代」への対応は

最近、頻繁に目にするのが「さとり世代」という言葉。

これは「ゆとり世代」の若者たちが、上の世代からの批判に反発し「自分たちは落ち着いており悟っている」とする自己主張。昔は出世願望を誰もが抱いていたが、この世代にはない。競争のない人生を歩んできたので、あくせくする必要を感じていない若者たちである。

意識的にオンとオフの切り分けを主張し、上司との酒席などは断るのが当たり前。仕事も言われたことはやるが、積極性に欠ける。話しかけても乗ってこない。このような若者

は、どこの会社にも必ず複数いると思う。この世代の若者が部下にいたらどうするか。どなればパワハラのお懸念が出る。なだめすかしても暖簾に腕押し。

ではどうすればいいのか。若者の行動に詳しいLBM研究所の渡部卓代表に聞くと、「傾聴」という手法があるそうだ。相手に傾いて、相手の話を聞くこと。つまりは相手を理解することから始める。といっても人を理解するのは至難の業。何を考えているのか傾向性を掴めばいい。間違いと思う行動は、指摘して修正する必要性を説く。認知行動療法的なことを地道にしていくなか。

そこには人を理解しようとする考えがなければできない。冒頭に紹介した自分だけが正しいという考え方は人を理解できず、自身も他から理解されないことになる。30年近く連れ添った妻だって何を考えているのか理解できない時がある。まして他人を理解するには、努力と時間が



#### 「筆者紹介」

海部隆太郎（かいべりゅうたろう）  
法政大学卒。日本工業新聞社、IT  
企業の広報部長を経て2009年に  
独立。メンタル問題など企業が抱える  
幅広い課題を取材する。

# 税制改正要望

各単位会から県連を通じて全法連へ  
全法連が「税制改正に関する提言」としてまとめ、  
法人会全国大会で主旨説明をした後、  
関係機関へ要望活動を行います。

全法連税制・税務小委員会で

まとめている提言の骨子

## 基本的な課題

(検討している大項目は次のとおり)

- 1 社会保障と税の一体改革と今後のあり方
- 2 消費税引き上げに伴う対応措置
- 3 財政健全化に向けて
- 4 行政改革の徹底
- 5 今後の税制改革のあり方
- 6 共通番号制度について

## 経済活性化と中小企業対策

(検討している大項目は次のとおり)

- 1 法人税率の引き下げ
- 2 事業承継税制の拡充
- 3 中小企業の活性化に資する税制措置

提言の内容については、次頁でお知らせします。

## 要望先 (前年実績)

- |       |         |
|-------|---------|
| 自民党   | 国会議員    |
| 民主党   | 県知事     |
| 公明党   | 県議会議員   |
| 財務省   | 市町村長    |
| 経済産業省 | 市町村議会議員 |

## 平成26年度 税制改正要望事項 (館山法人会)

平成 25 年 5 月

### 総論

昨年度末からの緊急経済対策や大胆な金融緩和により、円安・株高が進み、日本経済が上向きつつある中ではあるが、未だ、連続して予算に占める公債発行収入が租税収入を超える事態となっている。

引き続き財政健全化に向けた改革を行うとともに、東日本大震災を始めとした災害等による復興支援等に、支出を行うべきところには十分な支出を行うなど、支出の選別を一層図るよう求める。

また、日本経済を支える中小零細企業の持続・発展に向けた税制と、地方経済の活性化・地域格差をなくするための税制の構築を求めるものである。

基本項目	税目	項目
個別事項	相続税	
関係法令等		
<b>改正要望点</b>	我が国の経済は法人数の大多数を占める中小零細企業が支えている。その中小零細企業が相続に際して、相続税の負担のために、事業継続が不可能となるようなことは問題である。	
	中小零細企業の事業承継が、よりスムーズに行われるように、事業継続関連税制を簡素化すると共に更なる要件の緩和等を切望するものである。	

基本項目	税目	項目
個別事項	相続税	
関係法令等		
<b>改正要望点</b>	今後の社会保障費の増加等に鑑み、安定した税収を見込める消費税の税率の引き上げは止むを得ない。	
	ただし、消費税改正の際には、食料品などの生活必需品や書籍などの文化的なものについては複数税率を導入する等、逆進性の対策についての検討が必要である。	
	また、現在でも消費税の滞納が懸案事項となっているが、税率が上がれば滞納額は益々増加することが容易に想定されることから、滞納を未然に防止する制度の構築が消費税率引き上げには不可欠である。	

基本項目	税目	項目
個別事項	法人税	
関係法令等		
<b>改正要望点</b>	法人税率は、段階的に引き下げが実施されてきたが、いまだに国際的にみれば高率となっている。また、国内企業の活性化のみならず、海外移転による産業の空洞化防止等のためにも更なる法人税率の引き下げは必要である。	
	また、日本の法人数の大部分を占める中小零細企業向けに、例えば、固定資産の一括損金算入額の引き上げなど、税制面の優遇措置の拡充を要望する。	

# 理事会

# 委員会

# 部会

# の動き

## 理事会

◎総会提出議案審議  
役員改選協議

◎監査会

四月十五日(月)  
法人会事務局にて

・平成二十四年度収支決算監査

出席者

五名



第1回理事会 4月23日

◎第一回理事会

四月二十三日(火)

たてやま夕日海岸ホテルにて

・公益社団法人への移行報告

・総会提出議案について

## 総務委員会

◎総務委員会

八月二十八日(水)・予定

法人会事務局にて

・今後の事業活動について

・社会貢献事業の実施について

出席者

七名

## 税制委員会

二六年度

税制改正要望取りまとめ

◎税制委員セミナー

二月十九日(火)

ハイアットリージェンシー東京にて

・平成二十五年度税制改正について

財務省主税局大臣官房審議官

・「法人税の課題

―地方法人税を考える―

中央大学法科大学院教授

◎第一回税制委員会

五月十三日(月)

法人会事務局にて

・平成二十六年税制改正要望について協議

出席者

六名



第1回税制委員会 5月13日

## 広報委員会



第1回広報委員会 7月23日

## 会報編集会議

◎第一回広報委員会

七月二十三日(火)

法人会事務局にて

・会報第一〇六号編集会議

出席者

七名

## 厚生委員会

◎福利厚生推進会議

◎経営者大型総合保障制度推進懇談会

六月二十五日(月)

京成ホテルミラマールにて

・経営者大型総合保障制度推進について協議

出席者

五名

## 青年部会

役員改選

村井智博部会長退任

後任に日暮靖氏選出

◎社会貢献活動

一月二十七日(日)

館山市民運動場にて

・若潮マラソン会場で節電啓発運動・前日準備

参加者

四名

◎税務研修会

四月十六日(火)

法青会館にて

・税務研修

「税制改正(案)のポイントについて」

◎第二十六回定期総会

五月九日(木)

館山市・芳薔にて

- ・平成二十四年度事業報告・収支決算について
- ・平成二十五年度事業計画(案)について
- ・役員改選について

・講演

「日本政策公庫のいろいろな融資」

日本政策金融公庫館山支店長

加古 司氏

参加者 二十八名



第26回定期総会 5月9日

◎県連青年部会講演会

六月十一日(火)

三井ガーデンホテル千葉にて

「中高年の健康管理について」

キッコーマン総合病院院長

久保田 芳朗氏

女性部会

社会貢献活動

中核として活動

◎社会貢献活動

一月二十七日(日)

館山市民運動場にて

・若潮マラソン会場で

いちごプロジェクト

「無理なく節電」啓発運動

前日及び前々日準備

お汁粉、焼き芋を添えて

延 9,000人に配布

参加者 三十九名

◎本部役員会

三月六日(水)

法人会事務局にて

・部会総会提出議案について

・役員改選についてほか

出席者 七名

◎役員会(幹事以上)

三月十二日(金)

館山市・芳薔にて

・部会総会提出議案について

・税務研修会

「会計から観る日常」

講師 津島法一調査官

出席者 三十九名

◎第三十四回定期総会

役員改選 清宮部会長再任

五月八日(水)

参加者 六名

館山市・芳薔にて

- ・平成二十四年度事業報告・収支決算について
- ・平成二十五年度事業計画案について
- ・役員改選について



第34回定期総会 5月8日

・講演 「料理祖神高家神社披露

包丁式 長久の魚」

高家神社奉賛会 たかべ庖丁会

出席者 六十四名



女性部会で披露 地元「たかべ包丁会」

◎県連女性部会連協講演会

六月十一日(火)

三井ガーデンホテル千葉にて

「中高年の健康管理について」

キッコーマン総合病院院長

久保田 芳朗氏

出席者 五名

◎朝夷地区地区長会議

七月十二日(金)

法人会事務局にて

・視察研修会の検討について

出席者 四名

源泉研究部会

二十五年度事業計画等審議

源泉徴収事務について

研修会を実施



第38回定期総会 5月9日

◎第三十八回定期総会

五月九日(木)

法青会館にて

- ・平成二十四三年度事業報告・収支決算について
- ・平成二十五年度事業計画について

◎税務研修会（総会終了後）

「源泉徴収事務について」ほか

講師 塚田法一 上席調査官

出席者 十二名

医療部会

役員改選

角田真一郎 部会長再任

◎定期総会

五月三十日（木）

館山 緑川にて

- ・今後の部会運営について

- ・役員改選

- ・署長講話 税制について

出席者 十二名



定期総会 5月30日

優良申告法人表敬

平成二十五年度優良申告法人として鴨川市西町の株式会社吉田屋と館山市安布里の有限会社三平商會が表敬されました。

これは日頃からの経営努力と適正な申告と納税が評価されたものです。六月四日に稚谷署長、岡田法一統括官が会社を訪問して表敬状の伝達が行われました。

株式会社 吉田屋

代表者 代表取締役 武田 将次郎

事業内容 旅館業

本社 鴨川市西町

事業所 和風旅館「鴨川館」

プライベートヴィラ「別邸ラ・松廬」

日帰り入浴施設「鴨川トロン保健センター」

資本金 9,000万円

従業員 170名

有限会社 三平商會

代表者 代表取締役 三平 真司

事業内容 各種新車・中古車販売・車検整備・

板金塗装・損害保険・生命保険・

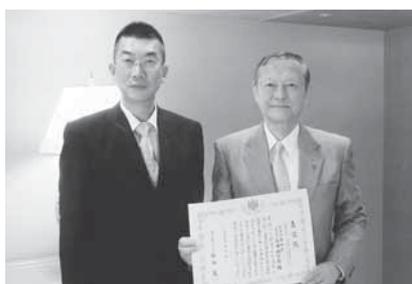
カーリース・エヌティティドコモ館山店

本社 館山市安布里

営業所 鋸南営業所

資本金 480万円

従業員 42人



自宅から  
オフィスから  
税理士事務所から

簡単・便利なダイレクト納付



簡単

インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！  
インターネットバンキングの契約が不要！  
金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、徴収高計算書の送信にも電子証明書は不要ですので、特に源泉所得税を納めている方におすすめです。

便利

即時又は納付日を指定して納付することが可能！  
税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

# 今後の事業実施予定

決算説明会や年末調整説明会の日程(予定)など

平成25年8月28日以降

月 日	事業・会議	会 場	内 容
8. 28 (水)	総務委員会	法人会事務局	1. 社会貢献事業について 2. 支部ゼミ懇について
8. 28 (水)	女性部会役員会(幹事以上)	法青会館	1. 今後の行事の執行について 2. 税務研修会
9. 1 ~ 12. 31	全国一斉会員増強運動	各支部・部会・役員等	各支部、部会、役員等に目標値を設定し運動を展開する
9. 4 (水)	青年部会役員会	法青会館	1. 青年部会例会について 2. 青連協全国大会についてほか
9. 10 (火)	第2回理事会及び 福利厚生制度推進協議会	鴨川ユニバースホテル	1 今後の事業について 2. 会員増強について 3. 福利厚生事業の推進について
9. 11 (水)	決算法人説明会	法青会館	8・9月決算法人
9. 13 (金)	決算法人説明会	鴨川市役所	8・9月決算法人
10. 2 (水)	青年部会例会		1. 今後の行事について 2. 署長卓話
10. 3 (木)	法人会全国大会 青森大会	リンクステーションホール青森	1. 大会式典(税制改正要望等) 2. 大会宣言 3. 記念講演
10. 3 (木)	租税教室 講師研修会	館山税務署	租税教育
10. 9 (水)	新設法人説明会	法青会館	税制改正ほか
10. 16 (水) ~ 17 (木)	女性部会視察研修会	東京都	
10. ~ 11.	支部ゼミ懇談会	各支部	10月~11月 20支部7会場で実施 税務研修・懇談会
11. 1 (金)	決算法人説明会	法青会館	10・11月決算法人
11. 5 (火)	源泉研究部会例会	館山シーサイドホテル	年末調整についてほか
11. 7 (木)	決算法人説明会	鴨川市民会館	10・11月決算法人
11. 7 (木) ~ 8 (金)	全国青年の集い広島大会	広島県立総合体育館	1 部会長サミット 2 大会式典ほか
11. 11 (月) ~ 17 (日)	税を考える週間	管内全域	税を考える週間行事・納税キャンペーン、納税表彰式ほか
11. 12 (火)	年末調整説明会	鴨川市役所	法定調書関係の説明を含む
11. 13 (水)	年末調整説明会	鋸南町役場	〃
11. 14 (木)	納税表彰式	館山市・芳喜	納税表彰・懇談会
11. 18 (月)	年末調整説明会	千倉保健センター	法定調書関係の説明を含む
11. 19 (火)	年末調整説明会	南総文化ホール	〃
26.2 上旬 (予定)	人間ドック	館山市・鴨川市	成人病健診

9月から12月は **全国一斉の仲間を増やす会員獲得月間**です。

今年度から、公益社団法人になり **定款を変更し**、法人会に協力してくれる「**個人**」の方も入会ができるようになりました。  
**ご協力をお願いします**



# 「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました

(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

## 「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、**平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、受取金額が**5万円未満**のものについて非課税とされることとなりました。

### 「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注)1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の**原本を提示**し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【 国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 】

# 言葉ひとつで人生が変わる！

産業カウンセラー 柏木勇一

## 「どうせ自分なんて…」と繰り返すAさん

営業職で入社3年目、20代のAさん。成績が上がらないまま、上司や先輩、同僚からの冷たい視線が気になる憂うつな日々を送っていました。顧客を訪問しても会話がうまく進まず、うつむいて帰ることが多くなりました。何とか自分を変えたいという理由で相談に来たのですが、いくつかの質問に対するAさんの言葉が気になりました。どんな質問をしても、最後は「どうせ自分なんて何をやってもダメなんです。就職できたことも偶然です。もともと能力はありません」と繰り返すばかりでした。Aさんの問題は、この言葉にあると直感しました。

## 否定語とは縁を切りましょう

さらにAさんの言葉をあげてみましょう。「すみません、こんなダメ男の相談に応じてもらって」「学生時代から何をやってもダメでした」「あの時、ああしておけば、と後悔するばかりです」

お気づきでしょうか。これらはすべて否定語です。みなさんも周囲から「ダメだ」「どうせ…」「しょせん自分は」「ひどいよ」「運が悪い」などの声を聞くことがあると思います。多分、うつむいた状態が多い人です。このような否定語ばかり使っていると、態度だけでなく、「自分には能力がない」「世間は冷たい」という非合理的な考えに支配されていきます。「どうせ何をやってもダメ」「みんなこっちのことなんかどうなってもいいと思っている」という考え方が定着して、周囲から回避（逃避）する行動につながります。仕事に前向きになれるはずはありません。これらは実は自分の言葉が作っているのです。

## 日々、肯定語を話せば人は変わります

Aさんに対して、言葉のクセに気づいてもらい、肯定語をどんどん使ってみるよう薦めました。例えば—

「素晴らしい」「やった」「何とかなる」「大丈夫」「これで良かった」「ありがとう」「いい勉強になった」「自分もよく頑張ったな」などです。

肯定語を使っていくと、「自分だっていいところがある」という、本来持っている能力に気づき、「やれば何とかなる」という前向きな考えにつながります。

実際にAさんも、回避していた仕事に対しても、肯定語を使うことで、徐々にですが、積極的になり、自分なりのアイデアを出し、職場はもちろん、顧客先でもうまくコミュニケーションが取れるようになりました。

仕事で落ち込んでいる人に薦めたいのが、「最初に言葉ありき。肯定語を増やしましょう」ということです。決して難しいことではないはずです。人生がうまく展開するカギは言葉にもあることを忘れないでください。

### [筆者紹介]

柏木勇一（かしわぎ・ゆういち） 1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

# 研究進む夢のクルマ社会

～高速道路で自動運転も～

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

全長約10メートルのトラック4台が、時速80キロで車間距離わずか4メートルの一直列縦隊を保ちながら、1周約3キロのテストコースを何回も走り抜ける。すべてハイテク制御の完全自動運転で、運転者は一切、ハンドルやアクセル、ブレーキを操作していない。

新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が2月、茨城県つくば市で行った公開実験の様子です。2008年度から約44億円を投じて開発している先進技術で、経済産業省の事業の一環。NEDOの担当者は、「人間にこんな運転は絶対無理でしょう」と笑いました。

トラックは前後のセンサーで車線を区切る白線を読み取り、ハンドル角度を調整して走行車線をキープ。前の車両との距離は、レーダーで測りながらアクセルとブレーキを制御して調節し、障害物や渋滞があれば安全な速度まで減速します。

トラックが車間4メートルに集中することで、空気抵抗が減って燃費が約15%改善。さらに他の一般車が走れる道路面積が増え、国の経済損失が年間12兆円に上る渋滞の解消にもつながります。2030年以降、高速道路での実用化が目標です。

## 快適ドライブを実現

まるでSF映画のようなこの実験は、人と車、道路が高度に情報をやり取りする「高度道路交通システム(ITS)」が実現しました。省エネで事故や渋滞がない「夢のクルマ社会」を目指し、経産省、国土交通省、総務省、警察庁の4省庁が急ピッチで研究を進めています。

国交省の取り組みも紹介しましょう。ITS対応のカーナビ型端末を車に搭載し、道路にはITSスポットというデータ送受信機を設置。衛星利用測位システム(GPS)や車体に付けたセンサーを使い、多彩な情報をやり取りする構想です。

車が走り始めると、正確な位置や進行方向、車体の傾き、速度などを即座に計算。他車との位置関係も把握しながら、車載端末の画面に「車線を外れました」「前の車と距離が空きすぎです」などと音声付きメッセージを表示します。見通しの悪い場所では「カーブの先で渋滞、追突に注意」と知らせます。

また、ドライブスルーに着く前に、車載端末の画面でメニューを見て注文することも可能になります。支払いもその時点で完了し、店舗では商品を受け取るだけというキャッシュレス決済は、実に便利そうですね。

## 追突事故減少にも実績

事故減少への効果も確認されています。国交省は2005年度、すでに普及が進んでいたカーナビの道路交通情報通信システム(VICS)を利用して、首都高速道路の追突多発地点で「この先、渋滞」と画面表示する模擬ITS実験を実施。事故件数は6割減少したそうです。

このため、政府は今年6月に閣議決定した科学技術イノベーション総合戦略に、「2018年に交通事故死者数を年間2500人以下に」「2020年に交通渋滞を10年前の半分に」などの目標を盛り込みました。

実は、すでにITSスポットは高速道路を中心に全国約1600カ所で整備され、2011年に渋滞情報などの基礎的なサービスが始まっています。車載端末も5年間で1千万台を目標に販売が開始されています。

けれど、多くの人はそれをまだ知らないのが実情です。使えば便利なのが確実なサービスですから、国はもっと積極的に普及活動を行い、購入費用の一部助成制度などで車載端末の浸透に取り組むべきでしょう。

【筆者紹介】 伊藤壽一郎(いとう・じゅいちろう) 学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当。著書に「生きものの変 温暖化の足音」(共著、扶桑社刊)ほか。

## 大人の食物アレルギーについて

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

子供の3大原因食は、  
栄養いっぱいの卵、牛乳、小麦

東京・調布市の小学校で昨年末、5年生の女子学童が給食を食べてショック死するという事故が起き、食物アレルギーに対する関心が高まっています。この生徒は乳製品にアレルギーがあり、特別食が配られていましたが、おかわりに担任教師が誤ってチーズの入った一般食を渡し、死を招きました。

このように最近では子供の食物アレルギーが増え続けていますが、3大原因食と呼ばれるのは卵、牛乳、そして小麦です。いずれも子供の成長に深く関与している栄養食品なので、家族は勿論のこと、学校関係者も頭を痛めている状況にあります。

子供の食物アレルギーは長ずるにつれて治まったり、症状が軽くなったりするのが一般的ですが、そのまま引きずって一生完治しない人もいれば、大人になって突然、発症する人もいます。

今や国民病と言われている花粉症もそうですが、アレルギーはなぜ起きるのか、という仕組みがまだ詳しく解明されていないので、極めて厄介な問題なのです。

3年前に「茶のしずく」という化粧石鹸を使って、顔が腫れたりする被害者が続出する騒ぎがあったのを、覚えている方はいるでしょうか。これは石鹸に小麦の成分が含まれていたため、小麦アレルギーをずっと抱えていた成人女性の多くに、被害が及んだのでした。不思議なことに、この石鹸を使用して顔が腫れ上がった後、パンなどの小麦食品を食べてもアレルギー反応を起こすようになつた人もいたようです。裁判にもなっているこの事件の最大の争点は、製造元が小麦の成分表示をしていなかったことにあります。

近年は果物を食べて  
発症する大人が増えたとか

「茶のしずく」はたまたま石鹸でしたが、食べ物になるとさらに難しい問題が山積しています。現代社会では多くの食品を混合した加工食品が出回っていて、何が使われているのか、消費者には分からないことも多々あります。そこで国は、患者発生の多い「卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに」の7品目については、原材料の表示を義務付けています。乳は圧倒的に牛乳が多いのですが、ヤギ乳なども含まれ、チーズやバターなどの乳製品もここに入ります。

このほか義務制ではありませんが、表示するのが望ましいと奨励されているものが17品目あります。魚類ではサバ、イカなど。肉はウシ、ブタなど。果物はバナナ、キウイなど。さらに大豆、ヤマイモからマツタケも入っています。アレルギーを起こす食品がいかに多いのか、驚くばか

りです。

食物アレルギーの症状は実に様々で、軽ければ発疹、吐き気、発熱、腹痛などで済みますが、アナフィラキシーと呼ばれる全身症状が起きると血圧低下、呼吸困難、意識障害などで危険な状態になります。アレルギー持つ人の割合は把握されていませんが、一応は赤ちゃんだと10%、小学生以上は大人も含め1~3%が要注意とされています。しかし実際にはもつと多いはずと指摘する研究者も数多くいます。

その中で注目されるのが、近年、大人になって突然、アレルギー発症する人が増えているという臨床現場からの報告です。原因食は子供と違って、リンゴ、モモ、ナシなどの果物に多く、野菜でもあるようです。重篤な症状になる人は少ないようですが、また新たな問題提起がされ、対応が急がれています。

「筆者紹介」

大谷克弥（おおたに・かつや） 医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

